

## 平成30年度第2回浦安市行政改革推進委員会 会議録

○日 時／平成30年10月3日(水) 15:00～16:00

○場 所／文化会館 第1会議室

○出席者／寺村委員、深谷委員、松本委員、根津委員、岩田委員、宮川委員、男全委員

○事務局／及川総務部長、橋野総務部次長、佐藤総務課長、斎藤行政改革推進室長、久木主任主事、平石主事

○議 題／行政運営刷新計画に基づく事業点検(二次点検)について

### 1. 開会

### 2. 議題

#### 議題)行政運営刷新計画に基づく事業点検(二次点検)について

事務局より平成30年度事業点検について、進捗状況と二次点検結果を報告した。点検における意見・改善提案等のうち、高齢者や障がい者等を支援する扶助費事業(手当など)については慎重な対応が求められることから、税の公平性を勘案した所得制限の必要性、支給期限の定めがない事業における支給期間の検討、高齢者や障がい者が対象の同一サービスにおける内容の整合性を検討項目として、委員の意見を伺った。

#### ア. 所得制限の必要性について

委 員： 所得制限の設定は個人単位なのか、世帯単位なのか。

事務局： 事業ごとに考えていきたい。現状は多くの事業において所得制限を設定していない。

委 員： 所得制限の設定は妥当と考えるが、反対の声もあると思う。本来はどのようなことに対しても所得制限は設定されるものと考えているが、実施の難しさも含めて検討することを期待する。

委 員： 障がい者、高齢者も安心して暮らせることが大事だが、一定以上の所得がある者に対しても支給する必要は低いと思われるので、制限は必要ではないか。

委 員： 所得制限と言ってもやり方が様々ある。どこに制限の線を設けるのか、運用方法が大事である。制度ごとにニーズや対応も変わってくると考える。

イ. 支給期間の定めについて

委員： 期間の設定は全体的に決めるのか、事業ごとに設定するものなのか。

事務局： 期間については、3年、10年といった期間や、そもそも必要なのかといったことも含め事業ごとに考えていきたい。

委員： 期間設定の後、支給をいきなり廃止とするのか。それとも継続可能とするのか。

事務局： 支給期間を見直す場合は、その点についても事業ごとに検討することになる。なお、機械的に継続可能とすることを想定しているわけではない。

委員： 期間設定に移行する際に、現在その制度を使っている人とこれから利用する人の違いに留意が必要と考えられる。

委員： 高齢者と障がい者では、サービスの受給期間は異なってくる（高齢者は短く、障がい者は長い）と考えられるので、そのあたりも踏まえて、期間設定を考えていく必要がある。

ウ. 同一サービスの整合について

委員： 高齢でも働く人が多い現在、全ての事業の対象年齢が65歳以上というのは、早すぎるのではないか。

委員： 浦安市の今後の財政状況も鑑みて、対象年齢の見直し（高齢者）も考えたほうがよいと思う。反対の声もあると思われるが、それを乗り越えていかないと財政負担が大きなものになっていくと考える。

委員： 福祉サービスの充実が良いことであるが、住民は住む自治体を選ぶことができる（足による投票）。そのため、自治体間で福祉サービス競争が発生する可能性も指摘される（福祉の磁石）。一方で、福祉政策を実施すると財政負担も生じることから、そのバランスを考える必要がある。負担低減のためにサービス切り下げ競争といった逆の力も働くとされていることにも注意が必要であろう。

事務局： 今回、扶助費の縮減などにより捻出された分については、必要な事業に充当していきたいと考えている。ただ、現状はあまり新規事業や拡充の要望が少ない。

委員： 福祉タクシーなどの外出支援を高齢者だけでなく、子育てママなどが利用しやすくするサービスが他の自治体では実施されている。このような対象者の拡大も有効と考えられる。

委員： 浦安市は福祉サービスが充実していると思う。サービス提供にかかる事務コスト、対応コストの削減・効率化も考えていく必要がある。

委員： 窓口で手続きをする際、同じ部でも課が違うだけで、同様の情報を求められることがある。申請書類の記載内容に重複があったりするので、そのあたりの整理もしていただきたい。

事務局： 個人情報の取扱いに留意しながら考えていきたい。

3. 閉会

(16時終了)